

ようしきだい ごう だい じょうかんけい
様式第4号 (第11条 関係)

だい 第
ねん 年
がつ 月
ごう 号
にち 日

せんなんしがくしゅうよう どうかだしびひんへんこうつうちしょ
泉南市学習用タブレット等貸出備品変更通知書

せんなんしりつしんだちしょうがっこう
泉南市立信達小学校

ねん 年
くみ 組

さま
様

せんなんしきょういくいんかい
泉南市教育委員会

ねん 年
がつ 月
にちづけ 日付で決定した がくしゅうよう 学習用タブレットについて、つぎ 次のとおりに きき 機器を へんこう 変更した
つうち ついで通知します。

<small>りようしき じどう</small> 利用者 (児童)	
<small>へんこう び</small> 変更日	<small>ねん 年</small> <small>がつ 月</small> <small>にち 日</small> から <small>へんこう</small> 変更
<small>へんこう まえ</small> 変更前	<small>かんりばんごう</small> 管理番号:
<small>へんこう ち</small> 変更後	<small>かんりばんごう</small> 管理番号:
<small>へんこう じゆう</small> 変更事由	
<small>びこう</small> (備考)	<p>1 <small>へんこう まえ</small> 変更前の <small>がくしゅうよう</small> 学習用タブレット等は、<small>じょうき</small> 上記 <small>へんこう び</small> 変更日に <small>ざいせき</small> 在籍する <small>しりつしょうちゅうがっこう</small> 市立小中学校に <small>へんきやく</small> 返却してください。</p> <p>2 <small>へんこう ち</small> 変更後の <small>がくしゅうよう</small> 学習用タブレットにおいても <small>りめん</small> 裏面の <small>たいよじょうけん</small> 貸与条件を <small>じゆんしゆ</small> 遵守して <small>しやう</small> 使用してください。</p>

貸与条件

1. 申請者は、その貸出しを受けた時から貸出備品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸出備品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出備品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸出備品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会等が別に定めるタブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。
 - (6) その他学習用タブレット等貸出しの目的に反すること。
3. 利用者は、教育委員会又は学校長から貸出備品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用タブレットの充電に係る経費は、申請者の負担とする。
5. 利用者が貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、直ちに貸出備品亡失・損傷届(様式第5号)を申請者は教育委員会に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸出備品の原状復旧に要する費用は、申請者の負担とする。
7. 申請者は、貸出備品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
8. 市立小中学校は、市立小中学校が意図しない貸出備品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が市立学校の児童生徒でなくなった場合及びタブレットの使用に関するルール等に違反したときは、貸出決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸出備品を返却しなければならない。
10. 利用者は、教育委員会が定める貸出期間終了日までに、貸出備品を返却しなければならない。
11. 貸出期間中であっても、市立小中学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸出しを中止することがある。
12. 利用者には、所有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. その他、貸出備品の利用及び保管管理に際しては、市立小中学校の指示に従うものとする。